

平成 21 年 11 月 5 日

資 料

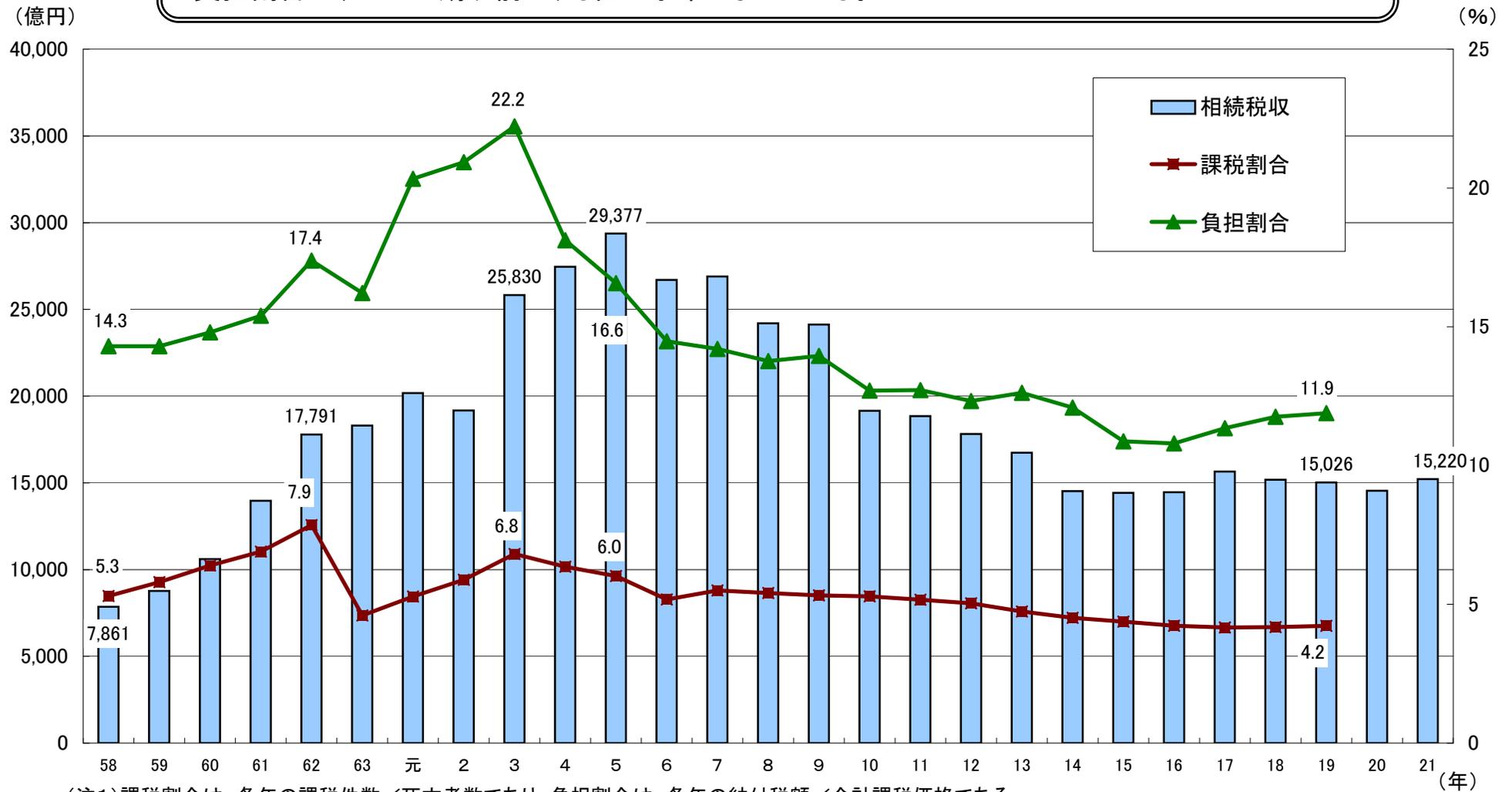
(資 産 税)

目 次

・ 最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移	1
・ 地価公示価格指数と基礎控除（58年＝100）の推移	2
・ 最近における相続税の税率構造の推移	3
・ 小規模宅地等の課税の特例の推移	4
・ 相続税負担の推移（東京都区部のケース）	5
（補足資料）	
・ 相続税の概要	6
・ 相続税の仕組み	7
・ 相続税が課税される財産等	8
・ 我が国の相続税の計算方法のイメージ	9
・ 相続税・贈与税における財産の評価の基本的考え方	10
・ 贈与税の概要	11

最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

バブル期以後は、課税割合、負担割合及び相続税収とも減少傾向にあり、特に、課税割合及び負担割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。



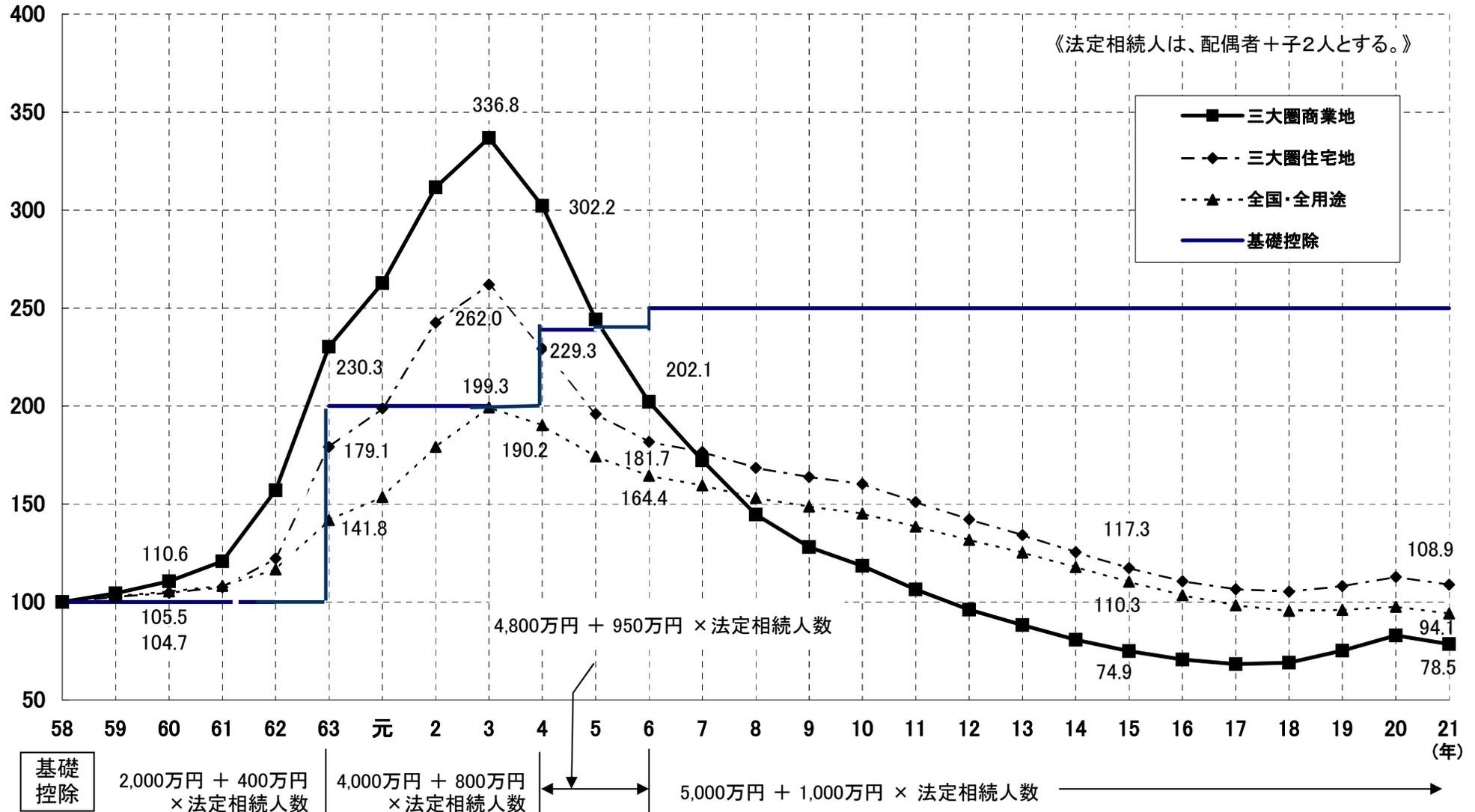
(注1) 課税割合は、各年の課税件数／死亡者数であり、負担割合は、各年の納付税額／合計課税価格である。

(注2) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成21年度は補正後予算額)。

地価公示価格指数と基礎控除（58年＝100）の推移

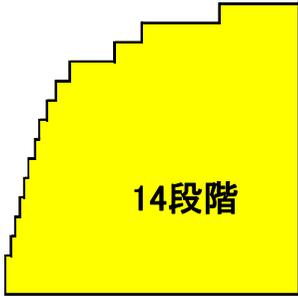
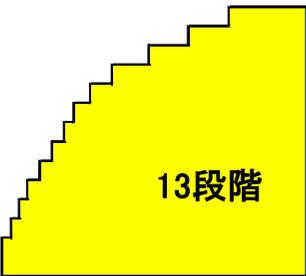
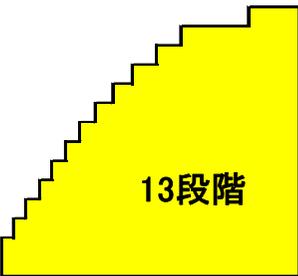
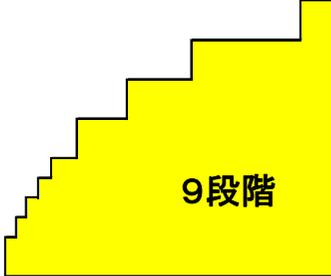
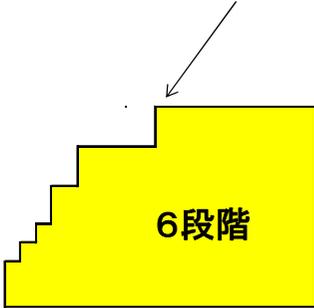
現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰に伴い引き上げられてきたもの。
他方、近年の地価はバブル期以前の水準まで下落している。

(指数)



最近における相続税の税率構造の推移

税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われている。

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6, 400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7, 650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8, 000万円)	同 左

(注) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例: 配偶者+子2人)の場合の額である。

小規模宅地等の課税の特例の推移

小規模宅地等の課税の特例は、被相続人の事業又は居住の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額するもの。

制度創設以降、地価の高騰や事業の継続等に配慮して、累次にわたり、減額割合・適用対象面積を引き上げ。

区 分		昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
事業用宅地	減額割合	40%	60%	70%	80%		
	適用対象面積	200㎡				330㎡	400㎡
居住用宅地	減額割合	30%	50%	60%	80%		
	適用対象面積	200㎡					240㎡

(注1) 上記の区分は、申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する場合の減額割合・適用対象面積である。

(注2) 申告期限まで事業又は居住を継続しない場合の宅地及び不動産貸付用の宅地についての現行の減額割合は50%、適用対象面積は200㎡である。

相続税負担の推移 (東京都区部のケース)

商業地の場合

- ・所在地 : 千代田区外神田三丁目
- ・相続財産 : 事業用土地 200㎡、その他財産 1億円

	〔 昭和58年 〕	→	〔 平成3年 〕	→	〔 平成21年 〕
相続税額 :	2,419 万円	(約 8 倍)	1億8,918 万円	(約 32分の1)	<u>592 万円</u>
〔 路線価 :	68 万円/㎡	(約 14 倍)	932 万円/㎡	(約 6分の1)	162 万円/㎡

住宅地の場合

- ・所在地 : 世田谷区成城六丁目
- ・相続財産 : 住宅用土地 200㎡、その他財産 1億円

	〔 昭和58年 〕	→	〔 平成3年 〕	→	〔 平成21年 〕
相続税額 :	1,453 万円	(約 2 倍)	2,830 万円	(約 11分の1)	<u>264 万円</u>
〔 路線価 :	25 万円/㎡	(約 6 倍)	152 万円/㎡	(約 2分の1)	63 万円/㎡

(注) 商業地・住宅地とも、相続人は配偶者と子2人で、法定相続分により相続したものとして相続税額を計算。

補 足 資 料

相続税の概要

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税。

1. 基礎控除・税率

税率：10%から50%までの累進税率（6段階）

基礎控除：5,000万円+1,000万円×法定相続人数

2. 課税状況（平成19年分）

申告件数：46,820件

課税割合：4.2%

負担割合：11.9%

納付税額：1.3兆円

（注）課税割合とは、年間課税件数/年間死亡者数であり、負担割合とは、納付税額/合計課税価格である。

3. 相続財産（課税遺産総額）の内訳（平成19年分）

土地 5.6兆円（47.8%）

有価証券 1.8兆円（15.8%）

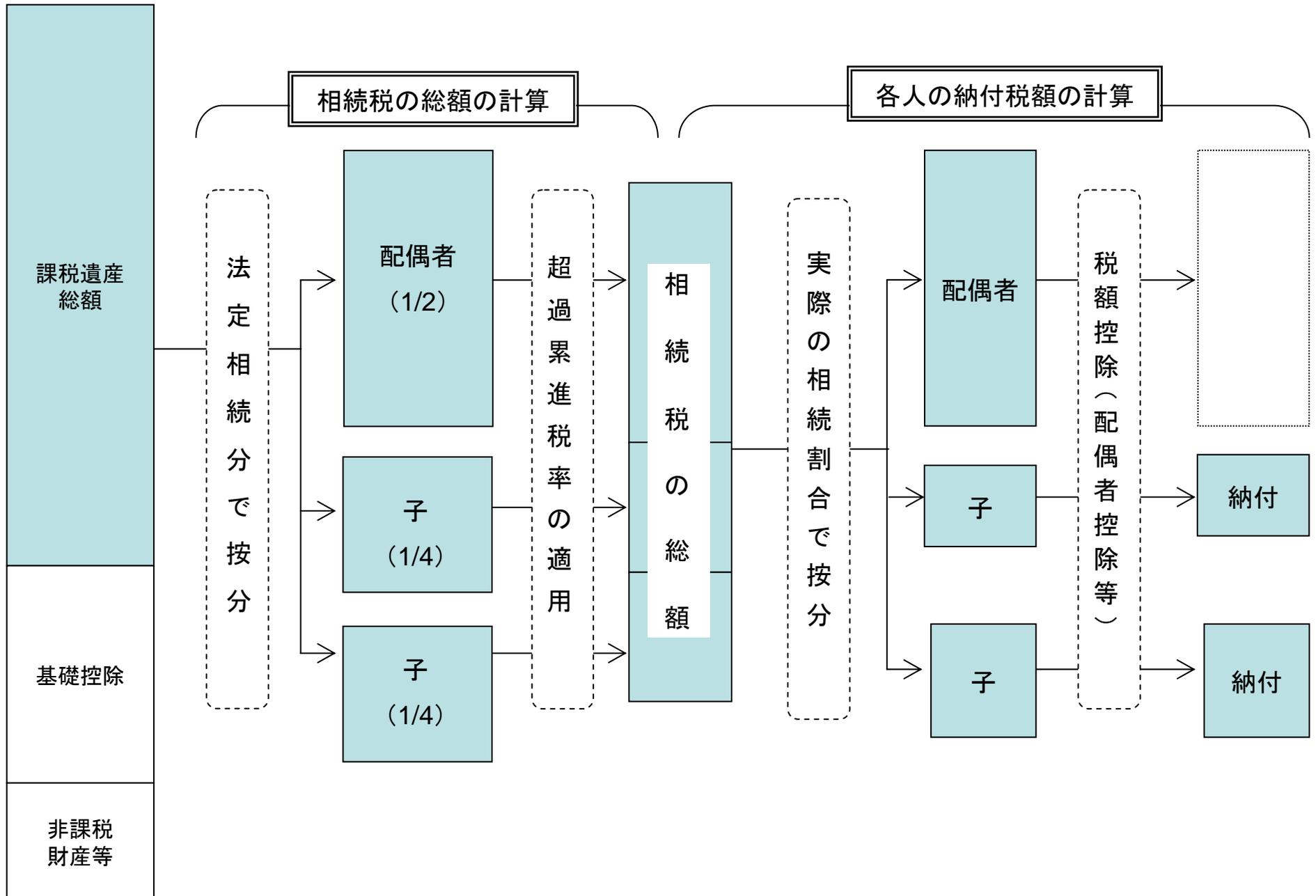
現金・預貯金等 2.4兆円（20.5%）

その他の財産 1.9兆円（15.9%）

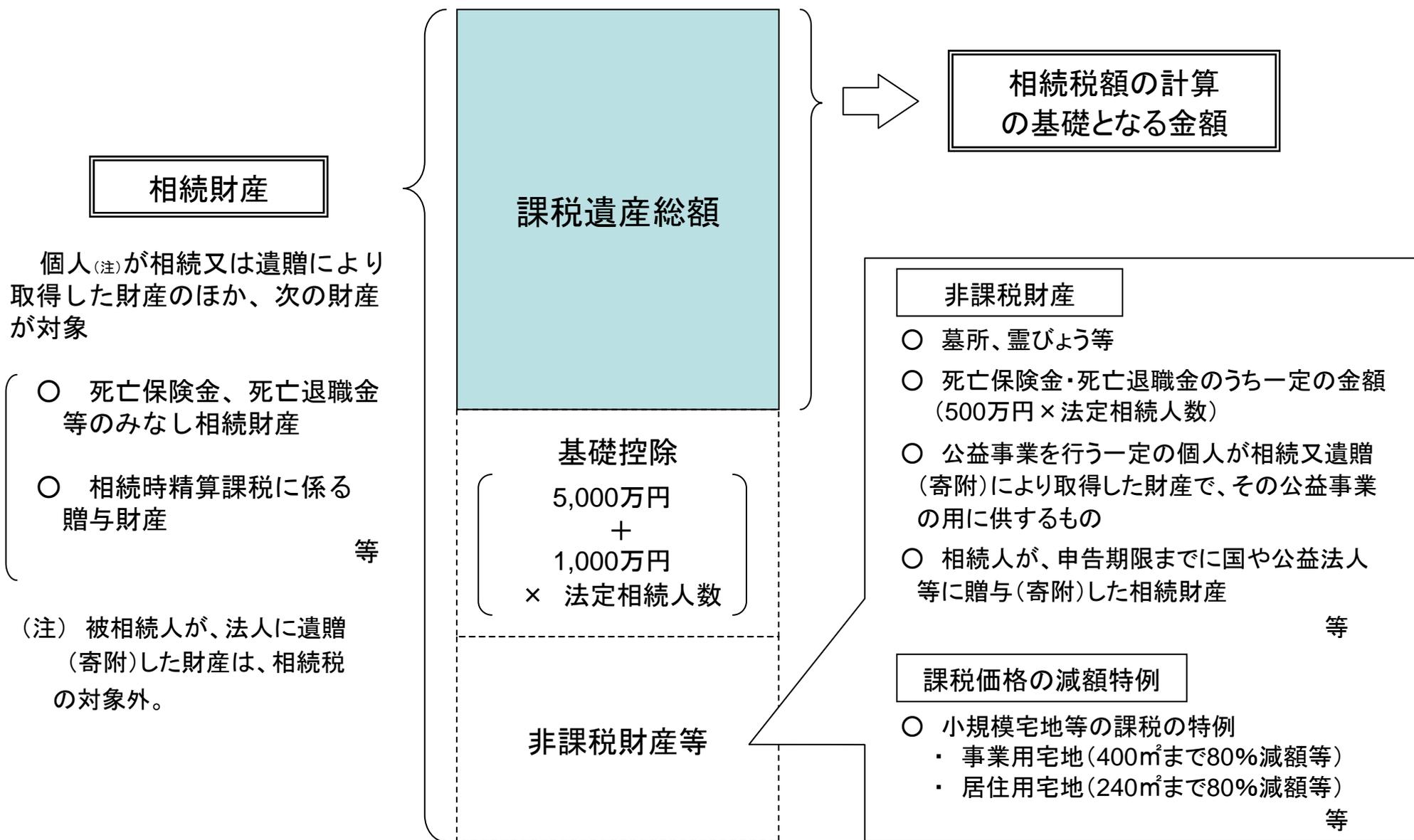
（家屋・構築物、生命保険金等）

合計 11.7兆円

相続税の仕組み

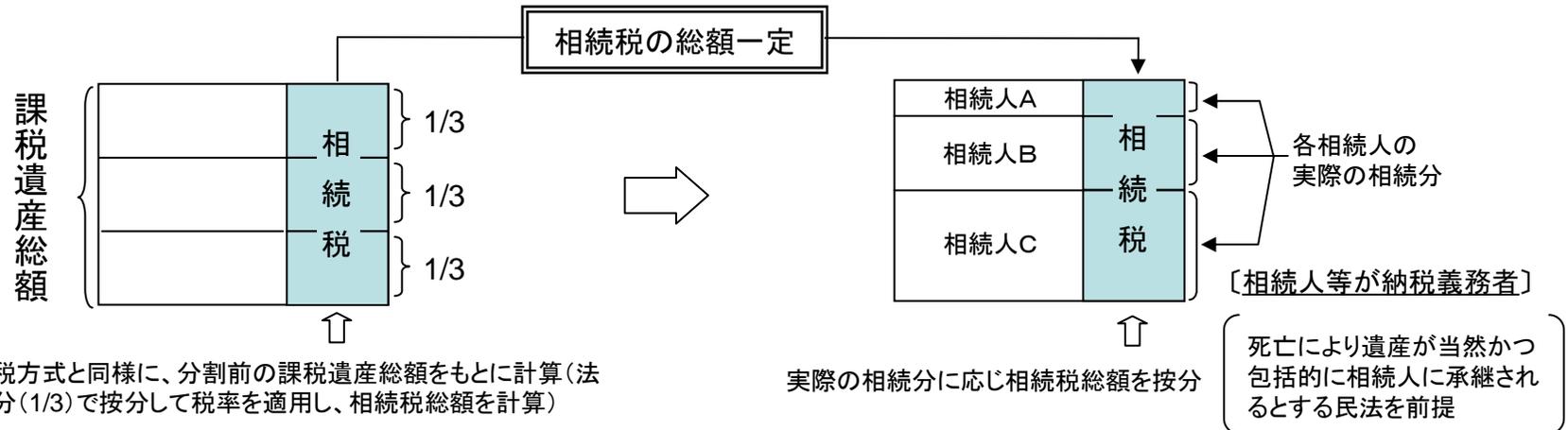


相続税が課税される財産等



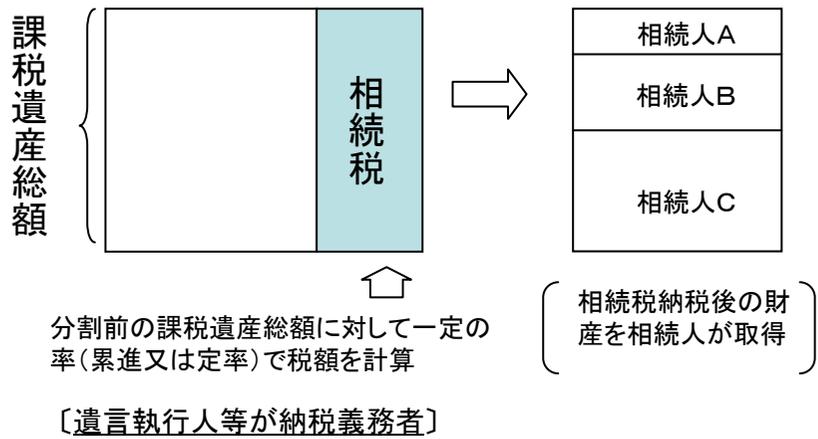
我が国の相続税の計算方法のイメージ

我が国の相続税の計算方法は、分割前の課税遺産総額をもとに相続税の総額を計算し、その相続税額を、納税義務者である各相続人の実際の相続分に応じて按分するもの。

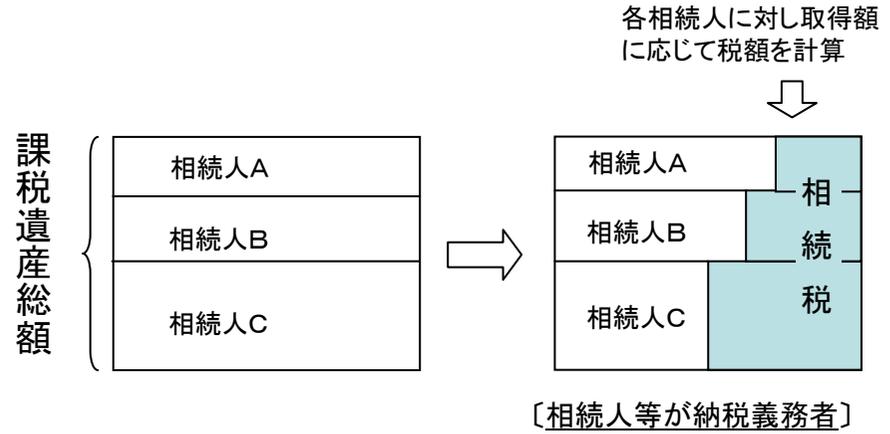


[参考]

遺産課税による計算方法 (米・英)



遺産取得課税による計算方法 (独・仏)



相続税・贈与税における財産の評価の基本的考え方

- 相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価による（相続税法第22条）。これを踏まえ、国税庁において多種多様な各種財産に係る具体的な評価方法を定めている。
- このほか、特別の定めとして、相続税法において定期金に関する権利（年金受給権など）等の評価方法を規定している（注）。

（注）現行の評価方法については、昭和20年代に相続税法に規定されて以来、特段の改正は行われていない。

（参考）主な財産の具体的評価方法

① 宅地

- イ 路線価方式 … その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、その宅地の形状等を考慮して補正をした価額により評価
- ロ 倍率方式 … 固定資産税評価額に、国税局長が定める倍率を乗じて計算した金額により評価

② 家屋

固定資産税評価額に1.0を乗じて計算した金額により評価

③ 株式等

- イ 上場株式等 … 課税時期の最終価格又は課税時期の属する月以前3ヶ月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額により評価
- ロ 非上場株式等 … 原則として、会社の規模に応じ、類似業種比準方式、純資産価額方式及びその併用方式により評価

贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

1. 計算方法（基礎控除・税率等）

(1) 暦年課税

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用し贈与税額を計算。

基礎控除：110万円

税率：10%～50%の累進税率（6段階）

(2) 相続時精算課税

贈与時の税負担を軽減し、相続時に相続税で精算するもの。贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除を控除した残額について、20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

贈与者が死亡した場合は、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算。

特別控除：累積で2,500万円（贈与者ごと）

〔住宅特例：1,000万円上乘せ〕

税率：一律20%

適用要件：贈与者：65歳以上

〔住宅特例：年齢要件なし〕

受贈者：贈与者の推定相続人で20歳以上

2. 課税状況（平成19年分）

(1) 暦年課税

申告件数 27.1万件

贈与財産額 0.9兆円

納付税額 790億円

(2) 相続時精算課税

申告件数 9.0万件（うち、住宅特例 3.9万件）

贈与財産額 1.2兆円（うち、住宅特例 4,760億円）

納付税額 274億円